

社会福祉法人白鳥会役員等旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳥会役員等に対し支給される旅費に関し、必要な基準を定めるものである。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

2 旅費の種類は、日当と交通費とする。ただし、交通費については、曾於市及び都城市区域役員等は支給しない。

(旅費の支給)

第3条 旅費は次のとおり支給する。

①社会福祉法人白鳥会評議員会及び理事会に出会する役員等

②社会福祉法人白鳥会監事監査に出会する役員等

③社会福祉法人白鳥会選任・解任委員会に出会する委員・役員等

④役員等の研修会等及び公用にて出会しなければならない会合等に出会する役員等

2 前項に関わらず、社会福祉法人白鳥会の職員である役員等については、旅費は支給しない。

第2章 旅費額

(旅費額)

第4条 前条の第1項の日当は1日5,000円とする。交通費は、自宅までの距離数に応じて、1kmにつき30円支給する。

2 その他の旅費については児童養護施設慈光園の旅費規程に準ずる。

第3章 雑則

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については理事長がこれを定める。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。